

張家山漢墓竹簡・尹湾漢墓簡牘・敦煌懸泉漢簡等における量詞の考察

On Chinese Numeral Classifiers in the Wooden Tablets from Zhangjia, Yinwan, Xuanquan and so on.

三 保 忠 夫

Tadao MIHO

Abstract It is widely supposed Chinese Numeral Classifiers influenced upon Japanese Classifiers *Josushi*. The point, however, is not always clarified yet. It seems like there are many intricate, difficult problems between the two language. We have to do researches on Numeral Classifiers on ancient China. The paper reports on the usage of Chinese Numeral Classifiers in Wooden tablets from Zhangjia in Hubei, Yinwan in Jiangsu, Xuanquan near Dunhuang in Gansu and so on.

【キーワード 量詞 助数詞 類別詞 張家山漢簡 尹湾漢墓簡牘 敦煌懸泉漢簡】

一、張家山一四七号漢墓竹簡

二、尹湾漢墓簡牘

三、敦煌懸泉漢簡

四、香港中文大学文物館所藏簡牘

日本語における助数詞は、その多くの部分に中国古代の量詞の影響があったと推察される。その影響を受けるについての必然性や意味について、また、影響の受け方に伴う諸問題、ことに年代性や地域性の問題、その間の変容・変質、及び、半島経由の問題等々については、しかし、未だ解明されていないところが多い。何といっても、先ずは中国古代における実態を究明しなければならぬが、これが依然として不明瞭であり、ために彼

私の対照的検討も思つに任せないのである。

中国古代の文献において、量詞の使用例は検出しにくいとされてきた。しかし、簡牘資料の出土が相次いだ前世紀の、その末になり、調査資料の性格によっては、漢代以下、あるいは、戦国時代・秦代でも三国時代でもこれを収集し、検討することは可能であることが判明した。中国古代における古文書類の出現によるところが大きく、これにより、彼我の間の対照研究に一筋の光明が差し込んできたのである。同時に、こつした資料群は、日本語における助数詞というものの成り立ち、その登場理由や言語学的性格等を説明する上でも、有力な手掛りを与えることとなった。

これまで、筆者は、中国古代簡牘資料における量詞について多少の調査を重ねてきた。¹⁾だが、実際の使用例の収集は、まだ十分とはいいがたく、更に、発掘して行かねばならない。中国古代の竹・木簡類は、湖南省竜山県里耶盆地城郭遺跡を始め、今もなお、出土しつつある。ここでは、張家山漢墓竹簡・尹湾漢墓簡牘・敦煌懸泉漢簡、及び、香港中文大学文物館所蔵簡牘における量詞について検討しておきたい。

注

(1) 拙稿「居延簡牘資料における量詞の考察」、『島根大学教育学部紀要(人文・社会科学編)』、第二四巻第二号、一九九一年二月。同「居延新簡資料における量詞の考察」、同誌、第二九巻、一九九五年二月。同「中国古代墓葬出土簡牘資料における量詞の考察」、同誌、第二五巻、一九九一年二月。同「中国古代簡牘資料における量詞の考察 日本語助数詞研究のために」、同誌、第三二巻、一九九七年二月。同「トルファン墓葬出土文書における量詞の考察」、同誌、第二六巻、一九九二年一

二月。同「敦煌簡牘・馬圈湾出土簡牘における量詞について」・「中国古代簡牘資料における量詞の考察(続)」、『平成八年度・平成九年度科学研究費補助金研究成果報告書 日本語における助数詞の歴史的研究』所収、一九九八年三月。その他。

一、張家山二四七号漢墓竹簡

張家山二四七号漢墓は、湖北省江陵県(今の荆州市荆州区)の城外西南一・五キロメートルに位置し、一九八三年二月、荆州博物館によって発掘調査された。前漢早期の墓葬で、槨室内からは、漆耳杯・漆匱・漆盒・漆盤・木俑・銅釜・銅蒜頭壺、竹簡などの随葬品が出土した。墓主は、下級官吏で法律に通曉し、計算に巧みで医療・導引をよくした人物らしい。呂后二年(紀元前一八六)か、あるいは、それに間もなく没したと推定される。

主な参考文献として左記がある。

荆州地区博物館「江陵張家山三座漢墓出土大批竹簡」、『文物』、一九八五年第一期。

張家山二四七号漢墓竹簡整理小組編著『張家山漢墓竹簡』(二四七号墓)、二〇〇一年二月、文物出版社。

竹簡は、残片を除けば、合計二二三六点と計上される。もと、冊書成巻の形で竹筭に収められていたが、泥などによって既に押しつぶされ、巻束も散開している。上から下に、曆譜・「二年律令」・「奏讞書」・「脈書」・「算数書」・「蓋廬」・「引書」が堆積し、遺策は別に置かれていた。右の「張家山漢墓竹簡」は、これら八種の簡書につき、原寸大図版(モノクロ)を収め、

その釈文・注釈を付したものである。本書により、以下に量詞の用法を窺って見よう。

一、曆譜

高祖五年（紀元前一一）から呂后二年（紀元前一八六）に及ぶもので、この中に量詞は見えない。

二、二年律令

竹簡五二六点で、右曆譜の年号により、呂后二年に施行されていた「律令」と推定される。律二七種と令一種が見える。内容は、前漢早期の社会・政治・軍事・経済・地理等の各方面にわたり、中国古代法律史上、貴重な研究資料とされる。度量衡の単位、金銭の「兩」「錢」などが多いが、量詞として「人」「日・月・歳」、また、「得買馬關中人一匹以補」（五三三簡、二八頁）、「試史學童以十五篇、能風（諷）書五千字以上、乃得爲史」（四七六簡、二二三頁）、「雲夢附置園一所在胸忍界中」（五一八簡、二九四頁）、「奪爵各一級、戍二歲」（一八六簡、一五八頁）、「予爵一級」（二四四簡、一六頁）、「駕（加）罪二等」（二二四簡、一四九頁）、「能誦七千言以上者」（四七九簡、二一四頁）などが見える（右の四七六簡の「十五篇」は『史籀篇』をいつ）。

三、奏獻書

竹簡二二八六点。「奏獻」とは、訴訟を奏上することをいう。本書は秦・漢代の司法訴訟制度の直接的記録であり、その法律の実施情況を知ることができるとされる。文字には波磔が多く見られる。単位（寸、石・斗、斤・兩など）の他、量詞に「匹」「枚」「牒」「等」、また、「人」「日」「章」などがある。

蜀守獻（獻）大夫犬乘私馬一匹、毋傳、（前後略）（五九簡、二二

八頁）

（前略）有隨髻髮長二寸以上到尺者六枚。君復置炙前、令人道後扇、髮聿（飛）入衆中者二枚。君曰善哉（哉） 丞出説而賜媚新衣、

如史猶（獸）當（一七三簡、二二六頁）

「髻」は、髪たの落ちるをいい、「枚」は、落髪を対象とする。劉世儒著『魏晉南北朝量詞研究』では、当時、「枚」には軟らかな手巾、繩子（きれはし）等を対象とする例もあつたとして、左記の例をあげられ、解説されている。

嘗獻太祖纏鬚繩一枚。（《南齊書・崔祖思伝》漢代已可適用、如

《漢書・外戚伝》：「其殿中廬有索長數尺、可以縛人者數千枚。」

（一九六五年、中華書局、七八頁）

婢債所有尺半荆券一枚、其齒類賣人券。（前後略）（二二二簡、二二

八頁）

（前略）八年四月甲辰朔乙巳、南郡守強敢言之、上奏七牒、謁以聞、種縣論敢言之。（六八簡、二二九頁）

「八年」は、漢高祖八年（紀元前一九九）。「牒」は、奏獻（文書）のため編成された竹簡の数をいう。

（前略）爲奉當十五牒上謁、請謁報、敢言之。（九八簡、二二二

頁）

爲奏廿二牒（前後略）（二二八簡、二二九頁）

有白徒罪二者、駕（加）其罪一等。（前後略）（一七四簡、二二

六頁）

この他、「廷史武等卅人議當之」（一八四簡、二二七頁）、「其一人公主孔起室之市」（二二三簡、二二八頁）、「有死父、不祠其家三日」（一九簡、

二二七頁)、「勢(敖)悍之律二章」(一八八簡、二二七頁)などが見える。

四、脈書

本書は、馬王堆帛書の「五十二病方」巻前の逸書「足臂十一脈灸経」と「脈書」によって構成されており、同帛書の「脈法」中の多くの欠字を補い得るとされる。但し、若干の単位表現はあるが、量詞は用いられていない。

五、算数書

竹簡一九点、数学の問題集で、六九題及び、その答案からなる。「九章算術」より早い著作で、戦国晩期から前漢早期の数学発展水準を反映し、中国数学史上、重要な資料とされる。計算単位として度量衡や田積の単位また、「錢」などを用いるが、次のような量詞も見えている。【】内は想定される脱文、内は正した文字

共買材 三人共【買】材以買、一人出五錢、一人出三【錢】、一人出二錢。(後略) (二三簡、一五三頁)

(前略)有(又)三倍之而關數焉爲實。(三九簡、一五四頁)

傳馬 傳馬日二三匹共芻粟二石、令芻三而粟一。令馬一匹前到、問予芻粟各幾何。曰予芻四斗、粟二斗(大)半斗。朮(術)曰(後略) (五二簡、一五六頁)

負炭 (中略)朮(術)曰取七斗者十之、得七石、七日亦負到官、即取十日與七日并爲法。(後略) (二二七簡、一六四頁)

取粟程 取粟程十步三章(圖)束一、今乾之廿八寸、問幾何步一束。朮(術)曰乾自乘爲法、生自乘有(又)以生一束步數乘之爲實、實如法得十一步有(又)九十八分步卅七而一束。(九一・九二簡、二六一頁)

一困≡径一尺(莊子・人世間、李注)で、一束は三困に相当。「泉」は、

麻からむし。

以(圓)材(裁)方 以圓材爲方材、曰大四章(圓)二寸廿五分、寸十四、爲方材幾何。(後略) (一五三簡、一六八頁)

以方材(裁)圓(圓) 以方爲圓、曰材方七寸五分三、爲圓材幾何、曰四章(圓)二三寸廿五分【寸】十四。(後略) (一五四簡、二六八頁)

程竹 程曰竹大八寸者爲三尺簡百八十三、今以九寸竹爲簡、簡當幾何、曰爲二百五簡八分簡七。朮(術)曰以八寸爲法。*程曰八寸竹一箇爲尺五寸簡三百六十六。今欲以此竹爲尺六寸簡、簡當幾何、曰爲三百廿卅三【簡】八分簡一。(後略) (七二簡、二五八頁)

*部に脱簡があり、また、本題の「竹大八寸」「九寸」は竹子の直径をいふとされる。

盧唐 程曰一日伐竹六十箇、一日爲盧唐十五、一竹爲三盧唐。欲令一人自伐竹、因爲盧唐、一日爲幾何、曰爲十三。二盧唐四分之二。(後略) (一一九簡、二六五頁)

「注釈」に、「盧唐」は、「蘆筍」、竹筒をいい、長沙馬王堆一号漢墓と江陵鳳凰山一六八号の遺策に見えたとあり、また、「箇」《說文》：「竹枝也」。字亦作「个」とある。

狐皮 狐皮卅五(裁)、狸皮廿五(裁)、犬皮十二(裁)(裁)偕出關、關并租廿五錢、問各出幾何。(後略) (三三六簡、二五四頁)

「注釈」に、「裁」指裁製の皮料、每件称「裁」とある。それぞれの皮を「裁」で数える。

量詞「人」「倍」「匹」「圓」「日」「束」「箇」「裁」の用例を引いた。「羽矢」(羽二候)(猴)五錢(一五七簡、二五六頁)の「猴」は名詞と解した。

六、蓋廬

年代の比較的早い兵家の著作で、陰陽家思想を含むとされる。量詞は用いられていない。

七、引書

竹簡一二二点、「引書」の「引」とは導引（大気を導いて体内に引き入れる道家の養生法）のことで、本書は、専門に養生と治術について講述した著作である。量詞はほとんど用いられていないようだが、次の例がある。

游（遊）堂下、逆落（露）之清、受天之精、飲（飲）水一倍（杯）、所以益儲（壽）也。（中略）有間而飲（飲）水一倍（杯）。（前後略）（二～四簡、二八五頁）

八、遺策

竹簡四一点、次に全簡を引く。各簡の番号は末尾に置かれているが、今、頭部に置く。

- 一 禪縑襦一 五種（種）囊一 薪三車
- 二 錦帛（裙）一 猴（算）囊一 卮一合
- 三 紺袍一 白帶一
- 四 布禪襦一 秫米囊一
- 五 素複襦一 囊一 漆（漆）丈（杖）二
- 六 綈帛（裙）一 黄卷 棺中
- 七 綈袍一 錦巾一
- 八 禪縑帛（裙）一 黄卷一囊 版圖一
- 九 布禪衣二 素 四碎（？）
- 一〇 綈複衾一 稻米囊一
- 一一 素袴（袴）一 黑帶一、有鈎、鞞刀

二 苴（紫）袍一 疎（梳）比（篋）一、有

三 縑履一 盛二合

四 漆（漆）履二兩 簽（奩）一合

五 匱二箇、有七 史光筭一

六 鹽二莆（筍） 吳（虞）人男女七人

七 鹽介（芥）一莆（筍） 回壁四具

八 鼓一箇 輶車一乘馬一

九 醬一箇 介（芥）一棹

一〇 一落 孟一

一一 白魚一落 脯簽（簍）一合

一二 蒜一落 竹簽（簍）一合

一三 薑（薑）一落 漿（蔣）部婁一

一四 藿一落 著（箸）部婁一

一五 李一落 素冠、穀冠各一

一六 卵一落 金釜一、有料

一七 瓜一落 盍一

一八 鞠（鞠）一落 澡巾一

一九 便煎一 肉一筭

二〇 緹斂（奩）一 食囊一

二一 匱各一

二二 縑（締）*（襪）一 梁米囊一

二三 囊一 脯一束

二四 囊一 書一筭

二五 矢九 畫杯七

- 三六伏机(几)一 筵一
 三七矛一 枚林七
 三八劍一 卑匪(鹿)二合
 三九筆一、有管 土一
 四 研一、有子 沐部婁一
 四一合

遺策は、右のとおりである。難語句につき、「注釈」を参照すれば、次のように解されよう。即ち、第一簡の「禪」は「単」をいい、「緜」は絲織。「襦」は短衣、「五種」は黍・稷・菽・麦・稻をいう。第二簡の「算」は算籌、第三簡の「袍」は長衣、第五簡の「復」は「夾」、第六簡の「締」は厚繒の滑沢なるもの、第一簡の「綵」は衣の白い鮮やかなさま、第一簡の「袴」は腰衣、「鞞刀」は帯上に刀を懸ける鉤、第二三簡の「盛」は今の杯杆、第五簡の「史光」は人名、第一六簡の「虞人」は苑囿を守る吏員、俑を指す。第一簡の「落」は「答」とも書き、杯籠のことだが、ここは竹籠を指す。第二簡の「簽(籤)」は「奩」字に同じで、物を盛る器のこと、長沙馬王堆一号漢墓の遺策に「食檢(籤)」と見える。第三簡の「漿(蔣)」は「菰」のこと、「部婁」は「杯落」のこと。「方言」五に「杯落、陳楚宋衛之間謂之杯落、又謂之豆筥」、郭注に「盛杯器籠也」とあり、ここでは小籠を指す。第二四簡の「藿」につき、豆の角を莢といい、葉を藿という。「籒」は甘蔗、第二五簡の「穀」は細縛、今の縹紗という。第二六簡の「莖」は小釜類、今、多く出土した。第三簡の「緹」は赤い器、第三簡の「締」は連接の意、古代の襪は布質で後部が開口し、紐で結んだ。第三四簡の「筭」は、墓中の竹簡を感める竹筭をいう。第三六簡の「筵」は「挺」に同じである。「杖」をいう。第三七簡の「枚」は馬櫪、

「杯」は「檮」のことである。大杖である。あるいは、「枚」は「杖」字の誤りともいう。第三八簡の「卑鹿」は、比較的浅い盆・盤のような器皿をいう。簡文からすれば、有蓋である。第三九簡の「土」の第一字の右上は「佳」、下は「土」、第四簡の「研」は硯、「子」は研石をいう。「沐」は不詳。「櫛(冬桃)」かも知れない。

「注釈」には、このようにある。なお、第三簡の*印は、仮に処置した難字で、この上半部は左側に「女」、右側に「芮」の下に「戊」を書き、下半部に「巾」を書く。

比較的多くの量詞が見えているようだが、遺策におけるところとしては必ずしも多いとはいえないであろう。注意されるのは、「合」「囊」「筭」「簽(籤)」「落」「箛」「車」など、器物称量法に関する量詞が多い点である(もと、「合」は、器の名、はこ、盒をいう。「箛」は、竹の筒、竹筥、一旦入れたものを再び取り出せないように作られた小さな口をもつ筒)。「乗」「人」「具」「束」は、既によく用いられていた量詞らしい。第一八簡には「馬(匹)」という量詞も書かれていたかと推測される。

二、尹湾漢墓簡牘

一九九三年二月、江蘇省連雲港市東海温泉鎮尹湾村の西南において一余座の墓葬が発見され、その四月にかけて発掘・調査が行われた。発掘により、木牘二四点、竹簡二二三点、また、繡品・青銅器・鉄器・玉器・陶器・漆木器、錢幣、毛筆等の文物一 余点が出土した。

就中、M6の男棺墓主の足部からは木牘二三点、竹簡一三三点が出土した。木牘は、大体、長さ三三センチ(漢尺の一尺前後に相当)、寛さ七センチ

天、竹簡は、長さ二二・五～二三センチで、その内の二点は、寛さ・八～一センチ、一～三点は、寛さ・三～四センチであり、別に、文字のない竹簡一点もあった。

M6出土の簡牘に「永始」（紀元前一六～二二）・「元延」（同二丁八）の年号があり、従って、当墓葬は前漢晚期、成帝末年（綏和三年 同六）を降らないものと知られる。木牘には、「君兄衣物疏」「君兄繪方縱中物疏」「君兄節司小物疏」、及び、名調（名刺）一点もあり、墓主の姓は「師」、名は「饒」、字は「君兄」、生前は「東海郡功曹史」の任にあつたことがわかる。M2墓は、棺底に新莽時代の「大泉五十」が一八枚あつたこと、出土した衣物疏に「四」字を「三」と書いていることからして、M6墓に遅れる新莽時代の埋葬によるものであつたと知られる。衣物疏に見られる物品からして墓主は女性である。

M6墓出土の木牘（二三点）には、内容上、集簿 東海郡の集計簿の稿本が副本、東海郡吏員簿、東海郡下轄長吏名籍、東海郡下轄長吏不在署・未到官者名籍、東海郡屬吏設置簿、武庫永始四年兵器集簿、贈銭名籍、神龜占・六甲占兩、博局占、元延元年曆譜、元延三年五月曆譜、君兄衣物疏、君兄繪方縱中物疏、君兄節司小物疏、名調があり、竹簡（一三三三点）には、元延二年日記、刑德行時、行道吉凶、神鳥伝（賦）がある。M2墓出土の木牘（一点）は衣物疏である。

尹湾漢墓簡牘についての主な報告書として左記がある。右の多くは、この前者によつた。

- 連雲港市博物館・東海県博物館・中国社会科学院簡帛研究中心・中国文物研究所編『尹湾漢墓簡牘』、一九九七年九月、中華書局。
- 連雲港市博物館・中国文物研究所編『尹湾漢墓簡牘綜論』、一九九

張家山漢墓竹簡・尹湾漢墓簡牘・敦煌懸泉漢簡等における量詞の考察

九年二月、科学出版社。

後者は、二四氏の論考二七篇を収め、李学勤氏の序文を付したものである。

この他、蔡萬進作『尹湾漢墓簡牘論考』（二〇〇二年五月、台湾古籍）が出版されている由だが、未見である。

以下は、『尹湾漢墓簡牘』に依拠し、簡牘の性格毎に量詞の用法を見ていく。

「尹湾六号漢墓出土簡牘」

集簿

東海郡の行政建置、吏員設置、戸口、墾田・錢穀出入等関係の年度統計に関する文書で、単位に「里」「石・斗升」「頃・畝」、量詞に「人」「歳」などを見る。

東海郡吏員簿、東海郡下轄長吏名籍、東海郡下轄長吏不在署・

未到官者名籍、東海郡屬吏設置簿

量詞に「人」「歳」などを用いる簿籍がある。

武庫永始四年（紀元前一三）兵器集簿

木牘一点（第六号木牘）の表裏に兵器の名称と数量とが詳しく列記されている（乘輿兵器器五八種一一四六九三点、庫兵器器一八二種三三三三三七九四点、合計二四種三三三三六八四八七点）。多数の器物が列記されているが、多くは次のように記され、量詞は用いられていない。一例として表・第一欄の一部を引く。

乘輿弩矢三萬四千二百六十五

乘輿弩纒幅卅四

乘輿弓矢五百一十

しかし、次のような使用例もある。量詞毎にまとめてみよつ。「與」は、「輿」に通じ、「乘與」は皇室(天子)の擁している器物をいう。

「乘」乘與鉦車鼓車武摩車十八乘 (六表 第六号木牘表・第二欄)

乘與兵車廿四乘 (六表・第三欄)

連弩車五百六十四乘 (六表・第五欄)

將軍鼓車十乘 (六裏・第一欄)

輕車三百一乘 (六裏・第一欄)

將軍兵車比二千石將 鼓車二十六乘 (六裏・第一欄)

車百八十乘 (六裏・第一欄)

鉦車八乘 (六裏・第一欄)

鼓車六乘 (六裏・第一欄)

戰車一乘 (六裏・第一欄)

車五百六十四乘 (六裏・第一欄)

車一四乘 (六裏・第一欄)

武剛強弩車十乘 (六裏・第一欄)

紛毬幕車一乘 (六裏・第二欄)

戲車五百二乘 (六裏・第二欄)

三輪[?]兵車一乘 (六裏・第二欄)

橐佗龜車五乘 (六裏・第二欄)

高 車十一乘 (六裏・第二欄)

素 重車千九百九十三乘 (六裏・第一欄)

合軍二乘 (六裏・第二欄)

蜚樓行臨車二乘 (六裏・第二欄)

車輪九十乘 (六裏・第三欄)

「兩」乘與鐵股衣二百廿五兩一奇 (六表・第一欄)

乘與鐵 二百二十九兩 (六表・第一欄)

乘與鐵罷七十四兩一奇 (六表・第一欄)

五兩 (六表・第四欄)

十二兩 (六表・第四欄)

四兩 (六表・第五欄)

衝車卅七兩 (六裏・第一欄)

兵車式二兩 (六裏・第一欄)

車 七兩 (六裏・第二欄)

車 二千二百卅三兩 (六裏・第一欄)

兵 車六百七十七兩 (六裏・第一欄)

九十兩 (六裏・第三欄)

「具」乘與鐵 百廿九具 (六表・第一欄)

乘與車披具萬二千三百卅二具 (六表・第二欄)

連弩牀一具 (六裏・第一欄)

斗版萬九百二十五具 (六裏・第三欄)

雙上下木 重人木 六具 (六裏・第四欄)

「合」乘與黃韋篋百九十七合 (六表・第二欄)

「物」右乘與兵車器五十八物十一萬四千六百九十三 (六表・第三欄、小

結)

・右庫兵車種[?]百八十二物二千三百一十五萬三千七百九十四 (六

裏・第五欄、小結)

・凡兵車器種 三百卅物三(一)二千三百廿六萬八千四百八十七 (六

裏・第五欄、總結)

この他、「鐵甲札五十八萬七千二百九十九甲十四斤」（六裏・第三欄）、「雜繪鋸齒百五斤」（六裏・第四欄）と見えるのは単位であるうが。

多くの器物に対し、量詞は、あまり用いられておらず、一見アトランダムな用法下にあるようである。しかし、車の「乘」「兩」、衣物の「兩」、器物類の「具」「合」「物」の使い方は、当時の用法に照らし、適切に使用されている。器物は、あまりにも雑多であり、ために、この他の場合は一切省略に従ったものらしい。「弓矢」「弓弦」「甲」「鎧」「劍」「劍帶」「戟」など、決まった量詞があったのではないかと推測されるが、器物によっては、用いるべき量詞のはっきりしない場合もあつたかも知れない。

なお、この兵器器集簿については、李均明氏の詳論がある（既出、『綜論』、八六頁以下）。

贈錢名籍 神龜占・六甲占兩 博局占 元延元年曆譜 元延三年五月曆譜

資料の性格によるのであろう、量詞は見えない。

君兄衣物疏 君兄繪方緹中物疏・君兄節司小物疏

「君兄衣物疏」の、表面には衣物二九点が列記されている。量詞は、この内、二点に「領」、三点に「領（衣）」と見える。裏面にも、三点他に「領」、履物三点に「兩」と見える。実情を見るため、全文を引く。

君兄衣物疏 早復衣一領 綢丸復襦一領 白鮮支

單袴一

繡被二領 間中單一領 間青復襦一領 練早縹三

領 綢

縹被一領 青鮮支中單一領 間青薄襦一領 鮮支單襦

二領

單被二領 綢綺復衣一領衣 早丸大袴一衣衣 早復襦袴
一領

早單五領 早丸復衣一領 練早大袴一 早丸襦袴
一領衣

白母尊單衣一領 綢丸合衣一領 早布大袴二 早丸諸子
一領

白布單衣一領 霜丸復衣一領 練小袴二衣 綢丸諸子
一領

青綺復襦一領衣 綢段領

一

(以上、表面)

綢丸下常一 丞栗棺中席一 劍一

綢下常一 糸履一兩 刀一

帯二 繒履一兩 凡卅九領

葛中單一 練三兩

綢綺衾一

君直綢綺衣一領 單襦一領送君兄

哈(喉力)具 青丸復襦一領

(以上、裏面)

裏面の第三欄三行目下に、やや大きく、「凡卅九領」とある。これは、裏面の三行目までの衣物類の総点数を書いたもので、四行目以降は、追筆になるものである。その量詞に「卅九領」とはあるが、これには大袴・小袴・下常・帯・糸履・劍・刀なども含む。これらは、本来、量詞「領」の範疇に入らないはずのものである。なお、「早」は「阜」、「丸」は「執」、

「合」は「袷」の意、「紉」はひれの意であるうか。「襦」「縹」の別は釈文による。

「袴」の類には量詞は用いていないようである。「衣衣」「衣」と見えるが、情況からして量詞とは考えられない。これらは袴に付属する衣類(名詞)のようである。裏面の「下裳(下裳か)・「帛(帛に同じ。もすそ)・「棺中席(敷物)や「劍」「刀」「衾」「璧」などにも量詞はない。

全体的に、各衣物の末尾に「一」「し」「し」「し」「し」「し」という墨筆が見える。この本数は、衣物それぞれの点数を示す漢数字の「一」「五」と呼称する。つまり、これは、その点数を即物的に点検し、漢数字と照合した際の記入になるものであろう。これと同様の方式は、江蘇省の連雲港待其繇墓木牘(前漢中晚期)にも見られる。量詞は「領」だけしか見えないが(延一一例)、衣物(各一点)の点数に相応して「一」印が記されている。

「君兄繪方緹中物疏」(表面)には、八行にわたって文具や書籍など一八点が列記されている。量詞には、「具」(一例)・「卷」(三例)・「枚」(二例)が見える。全文を引く。

君兄繪方緹中物疏	繩杆一	楚相内史對
方緹一	培一	烏傳
刀一枚	墨囊一	弟子職
筆一枚	記一卷	列一
管及衣各一	六甲陰陽書一卷	
板研一	板旁囊一具	
箒及衣一	列女傳一卷	
	恩澤詔書	
	(以上)	

右につき、劉洪石「遺冊初探」(既出)綜論、二二頁以下)によれば

「緹」は赤色、また、黄赤色、「繪」は漢代の絲織品の総称、「方」は形状をいう。この方巾で以下の器物を包んだらしいが、既に朽ちていて出土しなかった。「刀二枚」につき、銅・鉄の書刀とその連鞘が出土した。「筆二枚」につき、双管の毛筆二点とこれらを一緒に納める漆塗り筆套が出土した。「管及衣各一」の「管」は竹製の楽器の名、「衣」はそれを覆うカバー。竹管の残片が出土した。「板研」は硯石製、硯墨の用具。「箒」は筆筭(計算具の一種、かずとり)。「繩杆」の「杆」は孟(液体を入れるコップのような器)に同じ。繩を穴に通す取っ手付き。「培」は木杖、老人用のステッキ。「墨囊」は墨を入れた小袋。「記」は、墓主の脚部で発見された日記簡一卷(竹簡二三三三三)をいう。生前の日記。「板旁囊」は、あるいは、職位を表す綬を入れるための袋か、などと考釈されている(取意、以下省略)。

「君兄節司小物疏」(右の裏面)には、九行にわたって身繕い関係の用具(化粧用品)二七点が列記されている。量詞には、「具」(五例)・「枚」(三例)が見える。全文を引く。

君兄節司小物疏	道二枚	*囊一	節衣一具
疏比一具	誦帶一	郷囊四	手衣二具
費節一	巾一	小巾一	方絮一
須牙一	頓牟蠶一	手巾一	五采糸一具
交刀一具	簞蠶一	卸巾一	
粉囊一	羽林蠶一	勲囊一	
鏡及衣各一	刀帶具	幘三枚	
	髮囊一	故絮七枚	

脂管一 (以上)

「節司」とは、櫛笥、即ち、櫛箱の類をいう。右の内、*印は、糸偏の文字だが、旁が不詳である。以下、劉氏によれば、次のようにある(取意)。即ち、「疏比」は、理髪用の「梳」(齒の疎なる木櫛)と、「篋」(齒の密なる木櫛)とをいう。一般に、漢代の墓中にはみなこの二物があるが、この棺からは木梳篋六点が発見されている。「費節」は、竹を柄としシコロ・馬尾などを編束して作る塵はたき。但し、現物は出土していない。「須牙」は銅製のブラシ。現物も出土した。「交刀」は剪刀、ハサミ。「粉囊」はおしろいを入れる小袋。「鏡及衣」は、銅鏡とカパー。「道一枚」は未詳。「誦帶」は衣服を結ぶ帯。「頓牟蠶」の「蠶」は蟬と同じ。「頓牟」は琥珀の異名)。琥珀、あるいは、玳瑁で作った蟬。棺中から玉蟬一点が出土した。「簧蠶」の「簧」は黄に同じ。棺中から金箔を押しした木蟬二匹が出土したが、これをいうか。「羽林蠶」は、別に出土した二匹の木蟬をいう。「刀帶具」は佩刀一具。現物は出土していない。「髮囊」はカツラを入れる袋。「脂管」は石けん類か油類を入れて手・顔を擦る竹管が、「郷囊」の「郷」は郷、香草で、香料を入れる袋。「小巾」「手巾」「卸巾」「故絮」「方絮」などの「巾」はふきん、今の手巾に相当する。但し、用途は多様である。「絮」は「帛」、おおふきん。「勲囊」の「勲」は薫の意で、香料をたきしめる袋。「幘」は頭髪を包む布巾(前漢)。現物は遺っていない。「節衣」の「節」は筥に同じで、竹笥を包む包袱をいう。「手衣」は手套、手袋。「五采系(絮)」は刺繍のある巾を指すのであろう。

「衣物疏」の類は、公文書に準ずるものではあるが、実質的には私文書である。それほど神経質になって作成されることはなく、量詞の省記も、まま行われたのであろう。

名詞には量詞は用いない。但し、内一点に「東海太守功曹饒再拜」

謁・奉府君記一封饒叩頭叩頭」と見える。

竹簡(一三三三点)には、元延二年日記、刑德行時、行道吉凶、神鳥伝(賦)がある。いずれにも量詞は見えない。

「尹湾二号漢墓出土木牘」

M2墓出土の木牘(一点)は衣物疏で、この表裏には次のようにある。墓主は女性である。

霜散紵一領	霜丸復繡一領	練單襦二領	羽青袴一
毋尊單衣一領	縹綺復繡一領	鮮支綳二領	青素袴一
單衣一領	縹散合繡一領	・右綳單襦五領	・右袴
散單衣一領	木黃監繡一領	帛霜帶一	繡被一
衣一領	・右繡凡六領	帛綳帶一	袴被一
霜丸衣一領	霜綺直領一領	羽青帶一	白縷單被一
帛剽衣一領	帛縹合直領一領	白綳帶一	・右被三
霜丸合衣一領	・右直領一領	縹丸合帶一	青巨巾一
練霜衣一領	縹綺諸于一領	霜散合帶一	練巨巾二
縹長繡一領	羽青諸于一領	帛縹單帶一	縷巨巾一
・右衣單復凡九領	縹鮮支單諸于一領	縹單帶一	・右巨巾
帛霜復繡一領	・右諸于一領	・右霜十	
帛縹復繡一領	帛縹鮮支單襦一領	緑丸袴一	(以上、表面)
……	……	……	……
……一具	勳*一檢	青幕一	小一
……	五子檢一具	白幕一	青縷履一
……	……	絮一	青糸履一

……	具一具	絮一	黄糸履一
……	各一	五采糸一	繡手衣一
……	各一	巾一	青綺手衣一具
……	薄巾絮六	渠如一具	
……	素一	五采絹一	
……	白綸三	頓牟簪一	
……	黄綸一	骨尺及刀各一	
……	糜絮二	素一	
……	盧絮一	素一	
……		素一	(以上、裏面)

表面には、それぞれの小結が「右……」と記されている。但し、第一欄の「右衣單復凡九領」は「十」の誤記らしい。量詞は「衣單復」「繡」「直領」「諸于」「綳單襦」の類に「領」が用いられている。だが、「帛」「綉」「被」「巨巾」類には何の量詞も見えない。裏面には、量詞として「具」「素」、及び「檢」が見える。「青繒履」「青糸履」などは履物類であろうが、量詞は添えられていない。

なお、右の内、裏面二行目の*印は月(肉月)偏の文字だが、旁が不詳である。

注

(一) 拙稿「中国古代墓葬出土簡牘資料における量詞の考察」、島根大学教育学部紀要(人文・社会科学編)、第五巻、一九九二年二月、三五頁。

三、敦煌懸泉漢簡

甘肅省敦煌の漢代懸泉置の遺跡は、一九八七年に発見され、一九九一年一月から一九九二年二月にかけて甘肅省文物考古研究所によって発掘調査された。この遺跡は、今の敦煌・安西両県の境界、敦煌甜水井付近に位置するが、前漢時代には、既に東西交通の要衝であり、また、水源供給地としても重要な位置を占めていた。出土した漢簡文書類には郵置(飛脚便・早馬便)・郵書(飛脚便)・信札(手紙)などが多く、「懸泉置」と見える大量の文書があったので、ここは敦煌郡の郵駅の亭舎跡であると考証された。郵駅とは、人夫により官文書を遞送し、馬匹により官吏の往来を護送し、官物を遞送することをいう。「置」とは、馬つぎ・宿駅のことである。この付近には漢・晋・清三時代の烽火台遺跡もある。

遺跡からは、文献類として竹木簡牘三五、余枚、その内文字のあるのは二三、余枚、帛書、紙文書、牆壁題記、文具類として紙、硯、筆など、生活用品類として竹木漆器、草編器、皮革・絲綢製品、毛麻織品等の六、余枚、灰陶片・罐・盆・甌・瓮など、生産工具として鉄器に三、余枚、錢幣、車馬器、帶鈎、木梳篦・玩具・印章・封泥等、大麦・粟・糜・核桃・胡桃・杏核等、家畜の骨髄(馬・牛・羊・鶏・狗・兔・駱駝等)などが出土した。

簡牘は、多く木質で、竹質は僅少である。前者には、一般に、油松・紅松・白楊・檉柳等が用いられる。油松・紅松は、質が細かく平らで変形しにくいので、多く、各種の官府文書・詔書・律令・科品・重要な簿籍の書写に用いられ、白楊・檉柳は、質が粗く変形しやすいので一般の文書の抄写に用いられた。油松・紅松は、武帝から元帝時代の文書に、檉柳・白楊

は、王莽から後漢時代の文書に、それぞれ多用された。油松・紅松は、よそから持ってくるしかないが、白楊・檉柳は、この地でまかなうことができた。

簡牘には、簡・両行・牘（檄ともいう）・觚・封檢・削衣の六種があった。多いのは簡であり、両行と牘がこれに次ぐ。簡は、長さ三三・五センチ（漢代の約一尺相当）、寛さ・六・一・二センチ、両行は、長さ三三・五センチ、寛さ二二・五センチ、厚さ・五センチ、牘は、長さ三三・五センチ、寛さ二二・五センチである。簡牘文書は、三枚、五丁八枚、多くて三余枚で一編となっているが、大多数の編繩は朽ち、簡牘はバラバラである。簡牘文書の内容は、一五類百種ほどである。これには、詔書と郡・県・郷・置等の各種官府文書、定期・不定期文書、下達・上申文書などの書類、律・令・法・品・科等の条文、司法爰書類、各種の名稱・郵置道里簿・廩食簿・日作簿等の簿籍類、また、「日書」「曆譜」「医方」「相馬經」「急救章」「蒼頡篇」等がある。明確な紀年をもつ簡は、一九 余枚で、早期には前漢武帝時代の「元鼎六年（紀元前一一一）」、「太始三年（同九四）」、「征和元年（同九二）」等のものがあり、最晩には、後漢の安帝永初元年（一一七）のものが位置する。前漢の昭帝以後、後漢の光武帝の建武の初期までの簡牘が最も多い。なお、帛書は一点あり、みな私人の信札である。紙文書は、漢紙九点と晋紙一点の一点がある。

敦煌懸泉置の遺跡についての主な報告書として左記がある。右の概要は、多くこの『簡報』に依拠した

- 一 甘肃省文物考古研究所「甘肃省敦煌漢代懸泉置遺址發掘簡報」、『文物』、二〇〇一年、第五期。

第五期

文字簡二三 余枚の全体についての詳細は、未だ管見にしないが、一部の簡牘については次の報告がある。

- 甘肃省文物考古研究所「敦煌懸泉漢簡積文選」（責任編輯李縉雲、簡体字）、『文物』、二〇〇一年、第五期。

- 胡平生・張德芳編撰『敦煌懸泉漢簡積粹』、二〇〇一年八月、上海古籍出版社。

そこで、本稿では、胡平生氏（中国文物研究所）・張德芳氏（甘肃省文物考古研究所）の『積粹』により、その量詞の用法を窺うことにする。全体からすれば一端に過ぎないが、これにより、その基本的な用法が知られよう。

用例末尾には『積粹』の簡番号を「」内に添える。また、その下に、同書簡文末に示されたデータを記す。これは、例えば（0114 : 404）また（8789C : 1）とある。前者の「」は遺跡發掘時期、0114は探方番号、404はその層位から出土した簡牘の編号をいつ。後者の8789は、1987-1989年間の採集、Cは地面採集によることを示し、1はその編号である。以下、『積粹』の「注釈」に導かれるところの少なくとも二つをお断りしておきたい。

（一）乘

「乘」は、乗用馬車を対象とする量詞である。

- 建平四年五月壬子、御史中丞臣憲、承制詔侍御史曰：敦煌玉門都尉忠之官、爲駕一乘傳、載從者。御史大夫延下長安、承書以次爲駕、當舍傳舍、如律令。六月丙戌、西。【三三】（0112 : 18）

これは、玉門関の都尉忠が、その赴任の途次、建平四年（紀元前三年）六月丙戌（一三日）に懸泉置に停留した際の記録という。「如律令」までは御史大夫賈延の署名した過所（関所手形）の写し、後の一句は都尉忠がここを經過して西行したことを記録したもの。「傳」は、宿場（駅）間を伝え継ぐ車駕、「傳舍」は、郵亭伝置の舍。「如律令」は、律令に遵うと同様速やかに厳肅に実行せよとの意で、下行文書の常套的表現ともなっている。

甘露二年十一月丙戌、（中略）爲駕二封輅傳、載從者各一人、輅傳二乘。傳八百卅四。御史大夫定國下扶風殿、承書以次爲駕、當舍傳舍、如律令。（A）（後略）【三三五】（0214 : 73）

一匹の馬でひく軽便な車を「輅車」といふ。宿営に用いる輅車を「輅傳」という。輅伝には、馬二匹を用いるが、一匹の場合もあり、これを「乗傳」といふ。『釈粹』の「注釈」に、「二封輅傳駕三馬之輅車。」（四二頁）とあり、『晋書』（輿服志）に、「一馬曰輅車、二馬曰輅傳」（四三頁）と見えるを引く。甘露二年は紀元前五二年。

建始二年三月戊子朔乙巳（中略）爲詔送徙民敦煌郡、乘輅車一乘、馬一匹、當舍傳舍、從者如律令。⁽³⁾ / 掾長 令史臨、佐光。四月己亥過西。【三二七】（0210 : 63）

（前略）／^(改行)第四傳車一乘、敞、可用。／第五傳車一乘、舉完、輪輅、敞盡、會福（輻）四折傷、不可用。……／第六傳車一乘、（中略）／陽朔二年閏月壬申朔癸未、縣（懸）泉置番夫尊敢言之、謹移傳車一乘（輓）舉薄（簿）一編、敢言之。【一一二】（0208 : 110）
建始二年は紀元前三年、陽朔二年は紀元前三年。「舉」は「輿」（馬車の箱）に同じ。「注釈」に車廂をいっている。「輪輅」は車輓、「輻輳」は、スポークに相当する棒をいう。

以下、「乘」は、簡番号の【一三八二】一四三【一八六】一四四【二一】一【二二】一【三四】一【五五】に見えている。

(2) 事

御史中丞臣彊、守侍御史少史臣忠、昧死言、尚書奉御史大夫吉奉丞相相上酒泉太守武賢、敦煌太守快書、言一事、其一事、武賢前書糶麥皮芒厚（後略）【五一】（0309 : 221）

元延二年二月癸巳朔甲辰、玉門關候臨、丞猛移效穀移自言六事、書到、願令史驗問、收責（債）以錢與士吏程、嚴報如律令。（A）番夫政（B）【五四】（0114 : 292）

「事」は、文書に書かれた案件、また、事柄・器物などを対象とする量詞である。⁽³⁾武帝により、元鼎六年（前一一）に酒泉郡（甘肅省）が、また、天漢年間（前一）〜前九七）に敦煌郡（甘肅省）が置かれた。元延二年は紀元前一年。「效穀」は、敦煌県の西の県。

(3) 人

・三月吏員簿（簿）。長以下卅二人、卅一人長、秩四百石、守陽關候一人、丞秩二百石、見……【二五】（0215 : 29）

松材の木牘によるもので、下部断残、懸泉置の吏員でなく、敦煌太守下の各県丞・尉の一級吏員とされる。

出米一斗二升、十月乙亥、以食金城枝陽長張君夫人、奴婢三人、人一食、東。【八六】（0213 : 112）

騎士六人、持馬送戊校。【一七九】（0115 : 173）
出粟四斗八升、以食烏孫大昆彌使者三人、人再食、食四升、西。

【二一四】(1611 : 118)

「烏孫」は、天山山脈北方にいた遊牧民の一つ。武帝の建元二年(紀元前一三九)頃、張騫()紀元前一〇四)が大月氏に使用した折に立ち寄り、烏孫は大宛国の東北二 里余にある行国(遊牧国家)であると報告している(『史記』、大宛伝)。「大昆彌」は、烏孫の君主。

「人」の用例は多いので、以下は省略する。関連する量詞「口」は今のところ、管見にしない。

(4) 兩

鴻嘉四年十月丁亥、臨泉亭長褒敢言之…謹案、亭官牛一、馬、犍、齒八歲夫(決)鼻、車二兩(輛)……【一 一】(0110 : 1)

鴻嘉四年は紀元前一七年。牛のひく車輜(荷車カ)を対象とする量詞である。「犍」は、牛の去勢したもの。

元伏地再拜請子方足下、(中略)會元當從屯敦煌、乏沓(鞞)、子方所知也。元敢不自外、願子方幸元買沓(鞞)一兩、絹韋、長尺二寸筆五枚、善者、元幸甚。錢請以便屬舍、不敢負。願子方幸留意、沓(鞞)欲得其厚、可以步行者(後略)【二七一】《元致子方書》(0114 : 611)

帛書(長さ三三・二センチ、寛さ一・七センチ)に書かれた一行、三一九字の書信の一部。「元伏地再拜請」は、漢代の書信の冒頭の常套句。「元」は発信者、「子方」はその相手(人名)。沓(鞞)・筆の購入を依頼したものの。「沓」は、鞞・皮鞋に同じ、カワグツ、「長尺二寸」は、二七・七二センチ(一漢尺=二三・一センチ)。「注釈」に、「兩、雙、爲鞋・襪等の成雙物品の量詞」《詩・齊風・南山》:「葛屨五兩、冠綉雙止。」孔穎達

疏:「屨必兩隻相配、故以一兩爲一物。」(一八九頁)とある。「筆五枚」は、「注釈」に「毛筆五支」とある。「善者」は良品。

(5) 具

五鳳四年九月己巳朔戊子、淵泉丞賀敢言之…大司農卒史張卿所乘傳車一乘、卓留、黃蓋杆衣各一、卓繪並塗一具、駕一被具、張卿乘、西付冥安、皆完、今張卿還至。【一 三】(0114 : 461)

五鳳四年は紀元前五四年。「卓」は、漢代の官員の車蓋の色、官職によって異なる。「留」字は原簡に後補。「繪」は、帛の総名。「一具」は、「卓繪並塗」(車蓋の裝飾形態カ)を対象とするものらしい。「被具」は、馬車に附属する裝飾具・用具等という。

護羌使者傳車一乘、黃銅五羨一具、伏兔兩頭、梃兩頭、宣帶二蒂鞞、鞞、韋書簿各一。出故卓復蓋蒙、完、蚤員毋金承。鞞勒二完。(中略)。河平二年七月癸巳、縣(懸)泉徒趙齊付遮要佐趙忠。【二五五】(0110 : 53)

「護羌使者」は、朝廷から遣わされる羌人を管理する事務所への使者。羌族は、五胡の一つ、西北辺境の山岳地帯(四川省)に散在するチベット系遊牧民といひ、護羌校尉が置かれた。「黃銅五羨一具」は未詳。「伏兔」は、車箱の底板と車軸をつなぐ、蹲り伏した兔に似た形の鉤状の金屬。「梃」は、車輪の制動用の木塊。伏兔や梃は車の左右それぞれにあるので、「兩頭」と数えるのである。「宣帶」は鞞帯、「鞞鞞」は車廂内の座墊(クッション)。

(6) 刻

張家山漢墓竹簡・尹灣漢墓簡牘・敦煌懸泉漢簡等における量詞の考察

東第一封橐一、驛馬行。西界封書張史印、十二月廿七日甲子、書漏上水十五刻起、徒商名。永初元年十二月廿七日、夜參下舖分盡時、(懸)泉驛徒吾就付萬年驛。(A)(後略) [一六] (F130 : 10)

永初元年は紀元一七年。「漏」は計時器、「刻」は、漏箭の目盛りを数える。一昼夜を百度に分けたが、前漢哀帝の建平二年(紀元五年)に百一度に改める。

(7) 匹

・傳馬死二匹、負一匹、直(値)萬五千、長・丞・掾・嗇夫負一、佐負一。 [一四] (0205 : 8)

これは、伝馬が死亡した際の責任に関する法令、あるいは、規定ではないかとされる。即ち、その二匹が死亡すれば、一匹を賠償する、代価二万五千銭の二割ずつを駅置の長・丞・掾・嗇夫が負担し、佐が一割ずつを負担する。懸泉置には伝馬四余匹が配置され、その飼養・管理には厳格な規定があったらしい。

・右令史以下百一人、馬百二匹、匹一斗五升、用粟十五石三斗。校尉・候・司馬以用廿一石三斗。 [九一] (0214 : 48)

一日当たり、馬一匹に粟一斗五升を与える。一匹で二五石三斗。

傳馬一匹、駑、牡、左鬣、決兩鼻兩耳數、齒十九歲、高五尺九寸 : : : (1610 : 10)

私財物馬一匹、駑、牡、左鬣、齒九歲、白背、高六尺一寸、小寬。補

縣(懸)泉置傳馬缺。(11簡)

傳馬一匹、駑、乘、白鼻、左鬣、齒八歲、高六尺、(中略) /

建始二年三月戊子朔庚寅、縣(懸)泉置嗇夫欣敢言之謹移傳馬名籍一編、敢言之。(20簡) [九七] 《伝馬名籍》 (1610 : 120)

建始二年(紀元前三一)の懸泉置の伝馬名籍で、中には徵用された私人の馬も見える。「駑」は、面額が白い黒馬、一節に、青馬、「駑」は、浅黒い馬、「左鬣」は、馬の左側に烙印のあることをいう。

この他にも馬(伝馬・馬・騎馬)を対象とする「匹」は、簡番号の [一二][三七][九八][一五][二一][二六][二八][三二][三三][三六][三九][四一][四二][四三][四四][四七]等に見えている。

甘露元年二月丁酉朔己未、縣(懸)泉置佐富昌敢言之、爰書使者段君所將疎(疏)勒王子橐佗三匹、其一匹黃、牝、二匹黃、乘、皆不能行、罷啜死。(後略) [一四一] (0216 : 137)

甘露元年は紀元前五三年。「廢佐」は、廢嗇夫の副手。「爰書」は、(公正を期するために取り交わされる)供述文書。「疎(疏)勒」は、今の新疆喀什(カシュガル)。「橐佗」はラクダ(駱駝)。「橐佗」「橐佗」「橐佗」「橐佗」とも書く。「乘」は乗騎、「罷啜」は、疲れ極まること。

大宛貴人烏莫塞獻橐佗一匹、黃、乘、須兩耳、繫一丈、死縣(懸)泉置 : : : [一四二] (0214 : 53)

「大宛」は、中央アジアのシル河の中上流域、フェルガーナ盆地にあった国。武帝の大宛国征伐(紀元前一四一)は、この地に産する汗血馬が一因であったともいう。「貴人」は、王族・貴族をいう。「繫」は、はかる(度)こと、ラクダの大きさ(特徴)をいうときは腰回りを計測する。一丈は一尺、漢尺で三三センチ。

烏孫・莎車王使者四人、貴人十七、獻橐佗六匹、陽賜記 (A)(後

略) 〔一四四〕(0309 :20)

「莎車」は、ヤルカンド、タリム盆地南西辺のオアシス国家、東西交通の要地。新疆ウイグル自治区^{さしや}莎車の一帯。

この他、ラクダを対象とする「匹」は、簡番号の「一五五」「一六」に見える。

(8) 字

馬以節、若使用傳言、(中略)孝武皇帝元鼎六年九月辛巳下、凡六百一十一字。殿令。〔四〕(87-89C:11)

これは前代の詔書の抜き書きで、元鼎六年(紀元前一)のものではないとされる。「凡」は、すべての意。「殿令」は、殿苑・養馬、及び、伝置に関する律令。

(9) 封

永光五年五月庚申、守御史李忠隨當祀祠孝文廟、守御史任昌年、爲駕一封帔傳、外百卅二。御史大夫弘謂長安長、以次爲駕、當舍傳舍、如律令。(866簡) 〔二六〕《失亡伝信冊》(0216 :866-869)

四簡で冊書一点となっている。永光五年は紀元前三九年。乗伝(馱馬を用いること)には、御史大夫の印章で封印を捺した尺五寸の木³の伝信を携行する。「外百卅二」は、御史大夫の発した伝信の編号。

國。太始三年五月己卯、假一封傳信、案事、亡傳信……。〔二七〕(0114 :19)

17 「一封帔傳」「一封傳信」のような連体格となる「一封」の場合、「封」

には名詞の名残が感じられる。

入西卓布緯書一封、大司徒印章、詣府。緯完、賜……從事宋掾一封、封破、詣府。〔一七〕(0114 :89)

「入」は、受け取ったこと、受領を意味する。「西」は、東より西行の伝遞を、「卓布緯書」は、黒布に包んで紐帯を掛けた封書を意味し、また、「緯完」「封破」は、封の紐帯の完全・破損を意味しよう。

東書八封、板檄四、楊檄三 一封詣酒泉府 一檄詣

宜禾都尉 詣都史張卿

四封太守章 一封敦煌長印、詣魚澤候 一檄詣

益廣候 一楊檄郭尊印、詣廣至

出 一封詣左憑翊 二封水長印、詣東部水 一檄詣

廣校候 龍^龍龍勅長印、詣都史張卿

一封詣右扶風 一封楊建私印、詣冥安 一檄詣

屋蘭候 九月丁亥日下餽時、臨泉禁付石摩卒辟非

一封詣河東太守府 板檄四、太守章 一板檄

敦煌長印、 〔一九〕(1611 :308)

長さ三・五センチ、寛さ一・九センチの木牘で、東へ送る郵書(東書八封・板檄四・楊檄三)の明細書らしい。各段を右から左へ読む。「封」は封印を捺した文書の数をいう。文書類は、「東第一封案」「D一六」と見えることもあるから、郵袋に入れて搬送したようである。「檄」は、長さ一尺の多面体の木牘で、封印するものとし³ないものがある。「板檄」はその後者らしい。

「封」は、こつした形で見え、以下、「一封帔傳」(三三)、「四」「一四九」(一五七)、「一五九」の「一封帔傳」(一九五)、「置傳一封帔」(一

九七)、「一封傳信」(二八)〔二九〕(三)、「書一封」(三五)、「入東軍書一封」(一八)、「出東書八封」(一九)及び、「一一」〔一二〕〔一三七)、「出綠緯書一封」(一四六)、「入東綠緯書一封」(二四五)、「上書一封」(一五八)などの例がある。文書の性格によつて封の色を異にする。

(10) 所

(前略) 去年九月中、驢掌子男芒封與歸何弟封唐爭言鬪、封唐以股刀刺傷芒封二所、驢掌與弟嘉良等十餘人共奪歸何馬廿匹、羊四百頭、歸何自言貢、官爲収得馬廿匹、羊五十九頭、以其歸何。餘馬羊以使者條糲犯 外 (後略) 〔二四一〕《案歸何誣言驢掌謀反冊》(0214 : 124)

「驢掌」「芒封」「歸何」「封唐」「嘉良」は羌人の名。「所」は、刺傷の箇所、また、その数をいふ。

(11) 日

(前略) 三月五日發敦煌、十九日至文侯、積十五日、留四月廿五 (後略)〔一九一〕(0115 : 66)

「文侯」は、敦煌の西に位置した国という。「尉梨」「陽關」「伊循」などの地名も見える。「日」は、日数をいふ。

(12) 枚

縣(懸) 泉地執(勢) 多風、塗立乾燥(燥) 毋 其濕也。度得棧六枚、今遣效穀倉曹令史張博〔六九〕(0211 : 26)

風土の厳しさを伝える簡文である。「輶」は、「輓」の仮字で、これは車輓のことではないかとされる。

…… 送使渠梨校尉莫(幕) 府、掾遷會大風、折傷蓋 十五枚、御趙定傷…… 〔一五三〕(0215 : 36)

「渠梨校尉」は、渠梨屯田校尉という。「蓋」は、何かの器材のようである。

筆五枚、善者、元幸甚。錢請以便屬舍、不敢負。(前後略) 〔二七一〕《元致子方書》(0114 : 611)

左記の「兩」の条に引いた。書記用の筆を対象とする。筆の作りが知りたいが、詳細ははつきりしない。

・ 最凡鷄卅四隻(雙)。正月盡十二月丁卯所受縣鷄廿八隻(雙)一枚、正月盡十二月丁卯置自買鷄十五隻(雙)一枚、直錢千二百一十五、唯廷給。(前後略) 〔九五〕《元康四年鷄出入簿》(0112 : 13-131)

元康四年(紀元前六二)二月二五日に懸泉尉番夫時が報告した当該年の鷄出入簿、一九簡一編である。

前後の簡に「出鷄一隻(雙)」、あるいは、「入鷄二隻(雙)」と見え、また、時に「出鷄一枚」とも見える。

右には、「合計四四隻=二八隻一枚+一五隻一枚」と計算されている。従つて、「隻」は「雙」字の省文(省写)と解され、『釈粹』、七九頁)、鷄の二羽は「一隻(雙)」、一羽は「一枚」といったことがわかる。

縣(懸) 泉置元康五年正月過長羅侯費用簿(簿)。縣掾延年過。(61簡)

入羊五、其一羴(羔)、三天羊、以過長羅侯軍長吏具。

入鞠(鞠)三石、受縣。

出鞠(麴)三石、以治酒之釀。

入魚十枚、受縣

入鼓一石五斗、受縣

今鼓三斗。

出鷄十隻(雙)一枚、以過長羅侯軍長史二人、軍候丞八人、司馬丞二人、凡十二人。其九人再食、三人一食。

出牛肉百八十斤、以過長羅侯軍長史廿人、斥候五十人、(後略)「二

一三」《過長羅侯費用簿》(0112 : 61-78)

「縣掾」は、郡県の官府の各曹の属史の内、正を掾、副を属といふ。「羊」は、仔羊。「鼓」は調味料。『正倉院文書』にも見えるが、実体は不詳。「鷄十隻一枚」は、鷄二羽、二食分。量詞のない表記もある。

(13) 條

(前略) (一〇九九行)

使者和中(仲)所督察 (一行)

詔書四時月令五十條 (一一行)

「二七二」泥牆題記西漢元始五年《四時月令

詔條》

条文を対象とする。条中にも、「右孟春月令十一條」、「右季春月令四條」、その他の用例が見える。

(14) 歲

・兵令十三當占緡錢、匿不自占、「占」不以實、罰及家長戎邊一歲。

「八」(0114 : 54)

若以縣官事毆置五大夫以上或一歲吏比者、(前後略) 「九」(

0215 : 76)

三、城旦舂一歲、鬼薪(薪)白粲一歲、故屯作罷者、(後略)(A)

「一」(0216 : 437)

一 例目は、軍人に適用される律令(兵令)に関するもの、次は、官吏の職務に関するもの、三例目は、罪刑を赦除する律令に関するもの、いずれも年数を数える。

……騷、乘、齒十八歲、送渠犁軍司馬令史助、(後略) 「一四七」(0114 : 468)

「歲」は、馬の齒をいう。その他、「縣(懸)泉傳馬一匹、騷、乘、齒十八歲、高五尺九寸、送渠犁軍司馬令史」、「(一五二)と見え、また、先の「兩」の条(一一)、「匹」の条(九七)にも類例が見えた。「渠犁」は、西域の二国、今の新疆ウイグル自治区尉犁県の西。「騷」は、深黒色の馬。

(15) 編

元康三年正月乙未朔庚戌、效穀丞 敢言之、謹移糶糶簿(簿)一編、

敢言之(A) / 奮夫質(B) (87-89C : 3)

元康三年九月辛卯朔癸巳、縣(懸)泉置奮夫弘敢言之、謹移鐵器簿

(簿)一編、敢言之(A) / 佐禹長富(B) (87-89C : 6)

元康三年は紀元前六三年。いずれも木簡を連ねた冊書一編の末尾に、筆者の手で(当該冊書の)「一編」と書いて締め括る。「元康元年九月癸酉朔辛卯、(中略)簿(簿)一編、敢言之(八二) (0114 : 49)とも見え、先の「乘」(一一)、「匹」(九七)、「枚」(九五)の条にも類例が見

(16) 帶

先の「具」の条に「宣帶二帶鞞（二五五）と見える。鞞帶を対象とする量詞らしい。

(17) 處

陽朔元年七月丙午朔己酉、效穀守丞何敢言之…府調甲卒五百卅一人、爲縣兩置伐茭給當食者、遣丞將護無接任小吏畢、已移薄（簿）。

謹案甲卒伐茭三處、守長定、守尉封遂殺人賊馬並…（A）

功曹ノ掾賞、守令史常利（B）「二二八」（0112：112）

「懸兩置」は、效穀所轄の懸泉置とその手前の置。「茭」は馬草をいい、「三處」はそれを刈る箇所。

(18) 隻（雙）

先の「枚」の条参照。簡番号の「九五」《元康四年鶏出入簿》、「二二三」《過長羅侯費用簿》に、鶏を対象とする「隻」、即ち、「雙」の省文が見えた。類例は、他の簡牘資料にも見えている。

(19) 頭

この用例には、先の「具」の条に「黃銅五莖一具、伏兔兩頭、梃兩頭」（二五五）と見え、「所」の条に「羊四百頭」「羊五十九頭」（二四二）と見えた。後者は、羊を対象とする。前者は、乗用車の部材・部所をいう。「頭」字には、端の意味もあるが、やはり、これらを動物の頭部に見立てた

ところからの用法である。

(20) 食

出粟一斗四升、以食驪軒佐單門安將轉、從者一人、凡二人、人往來四食、食三升。【六四】（1311：226）

「驪軒（軒）」は、漢代、甘肅省永昌県の南に置かれた県。單門安と從者とに二斗四升の粟を出したという。往復一人分に四食、各三升。同様の例は、「二二四」に「往來三食、食三升」、「二二九」に「往來四食、食三升」と見え、また、「其九人再食、三人一食」（二二三）と見える。

出粟一斗八升。六石八斗四升、五石九斗四升。以食守屬周生廣送自來大月氏使者積六食三升。【一四】（0214：126）

「六石八斗四升、五石九斗四升」は双行小書きとなっており、後文と続かず、意味不明とされる。一食に三升、延べ一斗八升の粟を出したとある。

出米一斗二升、十月乙亥、以食金城枝陽長張君夫人、奴婢三人、人一食、東。【八六】（0213：112）

米を夫人以下の四人に各三升出したのである。

右は、食事を一食、一食…と数える。一食当りの米ノ粟は三升、「食」は、糧食支給量の基準ともなっている。

以上は、胡平生・張徳芳編撰『敦煌懸泉漢簡釋』によったが、甘肅省文物考古研究所の「敦煌懸泉漢簡釋文選」にもかなりの釈文（簡体字）があげられている。これによって類例を求めることもできるが、次を補つてとどめる。

食至酒泉太守獨與小吏直畜楊伯刀等不得見所獻蒙佗姑墨爲王獻白

杜素化一四牝一匹以爲黃及楊白刀 (90DX T 0216 : 879) (前後簡略) (DXは敦煌懸泉「は探方」)

永光五年(紀元前二九)の冊書で、「楊白刀」は康居士くわんしゆの使者。大宛より北に烏孫・康居と遊牧民の国が続いた。

上書一封 其一封長羅侯ノ一烏孫公主 甘露二年二月辛未日夕時受平望譯騎當富ノ懸(懸)泉譯騎朱定ノ付万年譯ノ騎 (90DX T 0113 : 65)

皇帝書一封賜敦煌太守元平元年十一年癸丑夜幾少半時懸(懸)泉譯騎傳受万年驛騎廣宗到夜少半時付平望驛騎 (92DX T 1612 : 11A)

獄所逮一牒

河平四年四月癸未朔甲辰效谷增謂懸(懸)泉畜夫吏書到捕此牒入毋令漏泄先聞知得遣吏送 (90DX T 0210 : 54A)

さて、こうした事例をもって推測すれば、懸泉漢簡においては、量詞はよく用いられていると認められる。

但し、時には、量詞を伴わない「亭官牛一」(「兩」の条)、「入羊五、其二羖(羔)二大半」(「枚」の条)のような表現は見受けられる。また、次のような例もある。『釈粹』から引く。

二月餘官斬干、其十完 三 視覚…… [二三三](87:89C:60)
入……具幣(散)。裴一、完。履裘二、新。鞞薄十一、完。市(匹)勒一、完。一、完。綏和元年五月乙亥、縣(懸)泉置畜夫慶受敦煌殿佐並、送護羌從事。 [二三三](0114 : 303)

21 「斬干」は旃干、幡はたの一種。「具幣(散)」は、みな壊れていること。「裴」は、未詳。「履裘」は、皮製のたびの類。「市(匹)勒」は、馬のくつばみ

張家山漢墓竹簡・尹湾漢墓簡牘・敦煌懸泉漢簡等における量詞の考察

の類か。「綏和元年」は、紀元前八年。「護羌從事」は、護羌校尉の屬史。これらにも量詞が見えない。「完」は完備の意、「新」は新補の意とすれば、これは什器(備品)類の現況を点検した帳簿の類であろう。先の「具」の条に引いた「二五五」(0110 : 53)も、量詞は欠けがちであるが、やはり、同趣の点検簿らしい。「二月餘官」とあるように、検査は定期的に行われ、適宜、上級官署に報告することになっていたであろう。だが、これらが手元に残る控えでもあったなら、量詞は省いて書かないこともあったであろう。

なお、數量表現に関しては、この他、度量衡などの単位(狹義の単位)に関するものがある。

尺(長さ)、里(距離)、石・斗・升(量)、粟・米・酒、斤(衡)、肉・粟、頃・畝(田積)など

右がそれであるが、注意されるものに次の「鈞かん」がある。『釈粹』から引く。

甘露二年二月庚申朔丙戌、魚離置畜夫禹移懸(懸)泉置、遣佐光持傳馬十四、爲憑夫人柱、稟橫麥小卅二石七斗、又麥廿五石二鈞。今寫券墨移書到、受薄(簿)入、三月報毋繆(謬)、如律令。 [二二](0115 : 96)

「注釈」には「鈞: 衡制單位。漢制、一石爲四鈞一鈞爲三十斤。是一石爲一百二十斤。」(一四頁)とある。

注

(1) 拙稿「興福寺本大慈恩寺三藏法師伝古点における助数詞について」、『築島裕博士古稀記念国語学論集』一九九五年二月、汲古

張家山漢墓竹簡・尹灣漢墓簡牘・敦煌懸泉漢簡等における量詞の考察

書院、五三四頁、参照。

- (2) 富谷至「3世紀から4世紀にかけての書写材料の変遷」、同氏編著『流沙出土の文字資料』、二一年三月、京都大学学術出版会、五八頁。

- (3) 拙著『木簡と正倉院文書における助数詞の研究』(二) 四年二月、風間書房、第五章、第七節、参照。

四、香港中文大学文物館所蔵簡牘

香港中文大学文物館には簡牘二四一点が所蔵されている。みな購入によるもので、この全貌を収めた次の図版が、先年、同文物館の「蔵品専刊之七」として公刊された。

陳松長編著『香港中文大学文物館簡牘』、二一年、同大学文物館出版。

実物大(一部を除く)の彩色図版に釈文と注釈が添えられており、はなはだ有益なものであるこというまでもない。但し、それぞれの出土に関する情報は不詳である。

一般的に、こうした出土簡牘類は、来歴性の確かな第一次資料(史料)として重要視されるのが常であるが、そのためには、考古学的な発掘調査の手続きを踏まなければならない。それが出土した遺跡・遺構や出土状況(位置・層位・分布状況・伴出の遺物類など)等々のデータを伴ってこそ同時代的資料としての価値をもつのである。簡牘の解読も、これらのデータによって左右されることは少なくない。従って、これを欠くのは、色々な意味で遺憾なことであるが、折角の文化遺産であり、可能な限りは活用

していかねばならない。

香港中文大学文物館所蔵の簡牘二四一点は、次のような内訳で示される。

甲、戦国楚簡	一点
乙、漢代簡牘	二二九点
一、日書	一九点
二、遺策	一点
三、奴婢廩食粟出入簿	六九点
四、河隄簡	二六点
五、序寧簡	一四点
丙、晋代「松人」解除木牘	一点

この他、残片八点、空白簡二一点があるとされる。

「日書」には「孝惠三年」(紀元前一九二)の紀年が見えるが、筆写はその後になるものらしい。「奴婢廩食粟出入簿」には「元鳳二年」(紀元前七九)、「序寧」簡には「建初四年」(紀元七九)、「松人」解除木牘には「建興廿八年」(紀元三四)の年紀がある。「建興」は、西晋の年号だが、時代は東晋(紀元二七)である。

これらの内、量詞の見えるのは二の遺策、三の奴婢廩食粟出入簿、四の河隄簡である。但し、用例数は多くない。

二、遺策

前漢の「遺策」で、二一点中の二点に量詞「合」が見える。

檢(匱)一合、盛食 (二二四)

檢(匱)一合、盛 (二二九)

「檢(匱)」は、後世、香を蔵めたり鏡を納めたりする容器と説明されるが(康熙字典)、漢代には食物を入れる容器として食匱があつたのである。

蓋付きの容器で、量詞は「合」である。馬王堆一号漢墓竹簡、江陵鳳凰山八号漢墓竹簡、その他に類例がある。この他、器物として「小餅三、盛者杯、沐」、「困一、中蓋禾」、「甌一、盛酒」と見えているが、量詞は用いられていない。

三、奴婢廩食粟出入簿

「元鳳二年」の年紀がある。量詞としては、人、馬を対象とする「人」「匹」が見えるだけである。

君告根稟得家大奴一人、大婢一人、小婢一人、凡三人、用粟大石四石五斗、爲小石七石五斗、九月食。(後略)(一一三)(長さ二・八センチ、寛さ五・七センチ、厚さ・二センチ)

牝三百六十七 徵什五匹、八分去二、匹七分

去駒二百五十二除劣馬州十四、定息二百一十五 (一九八)

前者は、量詞「人」の見える例である。この類例は多いが、他は省略する。人物としては、「使奴」「使婢」「兒奴」「奴」なども見えている。これは、各家の月々の食粟の支給情況を書いたものらしく、一人一月に大石の二石半を要する。「大石」は、「一種容量單位。一大石容十斗」、「小石」は「一種容量單位。一小石容六斗」と説明される(五五頁)。「參」「象(參カ)」という特殊な重量單位も見える。

後者は、「雜類」として示された内の一点である。文字は必ずしも鮮明でない。この他、「錢六百」を、「男功買布六百錢」爲田、宜函(儻)

四、河隄簡

前漢の木簡二六点とされるが、各簡に各隄の長さ・面積等を記したものと四点)。「河隄」は、河の堤のこと)と、「其他零簡」として示されたもの

張家山漢墓竹簡・尹湾漢墓簡牘・敦煌懸泉漢簡等における量詞の考察

二点とがある。前者には、「里・步」「畝」の単位が見える。後者一点には、次のように量詞「人」「束」「枚」が見える。部は、まだ判読できない文字である。

大四尋、長丈八尺、二枚、棟前後楣大三尋五寸、長二丈六

尺、六枚、

杠材大四尋、長二丈二尺、三枚、椽材大尋五寸、長丈七尺、卅二枚

前後柱大四尋、長丈五尺、六枚、材大四尋、長五尺、九枚、

(二二四、表面)

材得二尺、長四尺、廣五寸、九枚、

凡六十七枚、(裏面)

三月中令三人載(社)瓦可百十枚、木薪廿枚、木一ノ其菁

爲運者不可

三司令其室人儻(擔)菅二百餘束、廟中蓋之、毋令人見也、

(二二五、表面)

三月中有(又)令三人儻(擔)瓦大陶甍各釜儻(擔)廟

四月中有(又)令以瓦陶(裏面)

二三四の表面の「尋」とある文字は見られない字形だが、内容から推して、「尋」字の異体字で、八尺を意味するとされる。但し、単なる長さの単位でなく、建築材の「大」(大いさ)に用いているから、その周囲(の長さ)をいうのであろう。「尋」は、本来、左右の手を広げた長さを意味する会意文字であり、これに類似する量詞に「圍」がある。「楣」は、門戸の上の横梁、のきに相当する。「椽」は、屋の椽(秦の名)、周ではこれを「椽」、齊・魯では「桷」という(爾雅・釈宮)。「椽」「桷」も家屋のたるき。「枚」は、建築材を対象とする。

「二三五」では、「枚」は、瓦（?）、木薪を、また、「束」は、菅（茅草の通称）を対象とする。

「付記」本稿を執筆するにつき、日本計量史学会会長岩田重雄先生、また、同僚福田哲之先生の御指導・御芳情をたまわった。記して御礼申し上げます。